

平成25年（行ウ）第73号

司法修習生の給費制廃止違憲国家賠償等請求事件

原告 青山恵理子ほか31名

被告 国

意見書

平成26年1月20日

福岡地方裁判所 第2民事部 合議A係 御中

原告訴訟代理人九州弁護士共同代表

弁護士 安 永 宏

記

1 はじめに

昨、平成25年8月2日、全国4ヶ所（東京、名古屋、広島、福岡）の地裁に、司法修習生の給費制を廃止し、貸与制に切り換えることを違憲とする国家賠償請求訴訟が一斉に提起されました。

同期の大分の徳田靖之弁護士とともに、私どもは九州訴訟弁護団の共同代表としてこの訴訟の遂行に当ることになりました。

私がこの訴訟の弁護士募集に当り最初から手を挙げたのは、国の法と秩序を守る専門家たる法律家を国家が

養成しなくて誰が養成するんだという、ごく当り前の理由からなのですからけれども、その由来を言いますと、昭和42年に第21期として私が司法研修所に入った時、当時の弁護教官の方々が、司法修習生に「俸給」が支払われ、2年の間安心して勉強できるという環境がいかに恵まれたものであるかということ、ご自分達の戦前経験に照らしてお話しになっていたことにあるのですが、その時の教官方が必ずつけ加えられたのは、「しかし気をつけろ。この制度はいつかきつと見直しの時期が来るぞ。その時、これを守り続けるのはこの恩恵に与った君達の責任だぞ」ということでした。

何故なら、その当時から既に春の予算編成期になると、政界側からは、「司法修習生とは言っても、任官するのはせいぜい $\frac{1}{3}$ で、残る $\frac{2}{3}$ は弁護士になるんだらう。そんな民間業種育成のために何で国が税金を使わなければいけないのか」という議論が決まって出てきていたからです。

これらの声を耳にして、その当時にして何故教官方が先程のような危惧をもらされていたのかと申しますと、当時の弁護教官方は若くても5期、大方は「期」以前の戦中、戦前合格の方達でしたから司法修習制度などあろう筈もなく、合格しても、開業するに当っては、今で言うところの「即独」か、「イソ弁」の語源が今に残る先輩弁護士の事務所兼自宅に住み込んで修業する居候弁護士の道しか選ぶ方法がなかったという厳しい生活条件下で弁護士生活をスタートせざるを得なかった経験をしてき

ておられたために、新憲法下における司法修習生に対する給費制度は、その目には、これぞまさしく法曹養成の礎となる将来にわたって残すべき貴重な制度と写ったからに相違ありません。

しかし当時世間は、東京オリンピック大成功の余韻がまだ色濃く残っていて我国はすべてが右肩上がりの高度成長期をまっしぐらという華やいだ雰囲気がありましたから、そうは言われても、昔のことを知らない我々修習生には、現実味のある話としてはあまりピンと来るところはありませんでした。

それからあっと言う間に半世紀近くが経ち、これらの教官方は皆さん鬼籍に入られてしまいました。あれだけ言われていたにも拘らず、我々は給費制の廃止が俎上に上がり、貸与制移行が決定されるまでの間、これに対し反対する明確な行動をとることがありませんでした。痛恨極まりなく、口を酸っぱくして注意下さっていた教官方に唯々申し訳なく、そして、今貸与制に喘ぐ後輩達には相済まなく思います。

徳田共同代表ともども、私達改めて制度の改悪を見過してしまったその世代的責任を痛感し、このあと現役として活動し得る期間がどの位残されているのかわかりませんが、これまで45年間誇りを持って生きてきた弁護士たる職業人としての晩節を、我々の後輩達のため、延いては日本の司法のため、微力ながら捧げたいと存じます。

裁判所、また、国におかれましても、立場は異なりますが、将来につながる健全な法曹養成の必要があることについては思いは同じと拝察致します。そのためには、どのような制度が適切であるのかとの観点から問題を把握、議論を尽したく存じておりますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

以下、これよりは、弁護士という民業に関し、「その育成に当り国家予算を当てる程の職業ではない」との見解に反論を加えた上で、三権分立の一翼を担う裁判所の持つ違憲立法審査権であつてさえも、弁護士の職業的介入がなければ発動し得ないものであることを述べて、弁護士たる職業が国にとり必須の、極めて公益性の高い、国家的育成を必要とする職業であることを、二段に分けて申し上げます。

2 「民業」論の誤りについて

私達の修習生の頃からあった、「ほとんどが民業である弁護士になる司法修習生に対して、何故国家予算から給料を出さねばならないのか」という指摘に反論致します。

この議論は、貸与制へ移行する際に、それが恰も「民意」であるかの如く喧伝され、現在も政府筋からは給費制へ戻すことについての議論の際に、それを難かしいとする論拠として、「市民的理解が得られない」との言い方で持ち出され、残念なことにメディアにおいても、社説にそのようなことが書かれたものもあります。

これらの言い方をする人に問い掛けたいと思います。

それは、日本国憲法の条文全103条の中で、「民間業種の中で一つだけ、特定の職業が取り上げられているが、それが何か知っていますか」ということです。

それは、もちろん弁護士です。

我国憲法はその第31条において法治国家の基本である法定手続の保障を唱い、第32条以下において、具体的に国家による各種の人権侵害に対する保障を取り上げ、可及的にそれら侵害のある場合の保護者として国民には弁護士選任権のあることを保障しています。これだけでも明らかなように、弁護士は、国家の法治行政という基本的枠組みの中で、その円滑にして公正な遂行を果すべく、その重要な担い手として位置付けられているのです。

このように、憲法典においてその職業的使命の故に職業名が明記され、かつ、その責任遂行の義務履行が求められているのは弁護士だけであります。弁護士が刑事事件において法廷に立つ時、はたまた私的権利の侵害に対して民事、行政等の代理人として法廷に立つ時、それらの役割は他の民間職業人においては絶対に遂行できるものではないものであることに照らすならば、それは紛れもなく、公益のため国の仕組みを自身の職業的使命として支える、まさに公人、公職であると言って差支えないものであります。

ここに、弁護士を「民業」と言い切ってしまう議論の、

重大かつ本質的な見落としがあることを指摘しておきます。

3 実質的な三権の一翼を担う存在であること

我国憲法は三権分立制をとり、裁判官の任免権を持つ行政府や立法府に対し、これを牽制する違憲立法審査権を裁判所に与えています。

しかし、この違憲立法審査権といえども、裁判所が独自に、自由に、その審査権を発動できるというものではありません。国民の側から一定の事項について憲法違反であることが裁判という形で提起された時にはじめてこの違憲立法審査権を発動するということになるものであります。

卑近な例で申し上げますと、昨今の国会議員に係る議員定数配分の不平等を争う憲法違反訴訟があります。まだ「選挙無効」とまではいかなくとも、「違憲」、「違憲状態」と認定する判断が全国で相次いでいるところではありますが、これととも、もし各地の弁護士達が、このような議員定数配分はおかしいとして提訴していなければ、裁判所におかれて仮にこの状態はおかしいとお考えになっていたとしても、それを、事件を離れて外部に表明するなどということは、たとえ最高裁判所であっても到底できることではありません。

このように、三権の一翼である司法も、他の二権行政府、立法府に対する関係において、その牽制権である違憲立法審査権を発動するに当っては、常に弁護士の職業的活動である裁判を通じてでしかできない制度上の仕組

みになっていることに思いを致しますと、国法の中で、弁護士というものが単に裁判における訴訟代理人として位置付けられているものではなく、大きく国家秩序そのものを動かす必要がある時には、各法令上その要所要所において極めて重要な責任を負った、弁護士でなければ果すことのできない役割を付与されていることがわかるのであります。

これをまとめますと、三権の一翼たる司法は、憲法が求めるところの法治国家の理念に沿って、裁判所とともに弁護士が十全な活動を行うことが保障されることによって維持されていくことになるのだと言っても、過言ではないであります。

そこにある弁護士像は、予算削減のための口実である「民業」の一種ではなく、憲法においてその位置付けが保障された、他の職業でもってしては代替できない極めて公益性の高い職業であること、及びそれが故に、給費制の復活が絶対的に必要であることを申し上げて、結びと致します。

以上